

1 目的

知的障害者相談員（以下「相談員」という。）は、社会奉仕の精神に基づき、知的障害者の更正援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び国民の知的障害者援護思想の普及に関する業務を行い、もって知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 委託

市長は、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として、知的障害者の保護者である者のうちから適当と認められる者に対して3に掲げる業務を委託するものとする。

3 業務

相談員には、次に掲げる業務を委託するものとする。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ必要な指導、助言（福祉事務所等が行う専門的な相談指導を除く。）を行うこと。
- (2) 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し関係機関へ連絡すること。
- (3) 知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるため援護思想の普及に努めること。
- (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

4 関連機関との連携

相談員は、その業務を行うに当たっては、福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

5 業務委託の期間

相談員の業務委託の期間は2年とする。ただし、補欠の相談員の委託期間は前任者の後任期間とする。

6 業務委託の解除

市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

7 その他

- (1) 相談員は、その業務を行うに当たっては、知的障害者の人格を尊重し、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 相談員には、その業務を行うにあたって相談員であることを証明する証票を携行しなければならない。
- (3) 相談員に年1回以上の研修を受けさせるものとする。
- (4) この業務を行うため、ケース記録その他の帳簿を整備しなければならない。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。